

# 参考資料

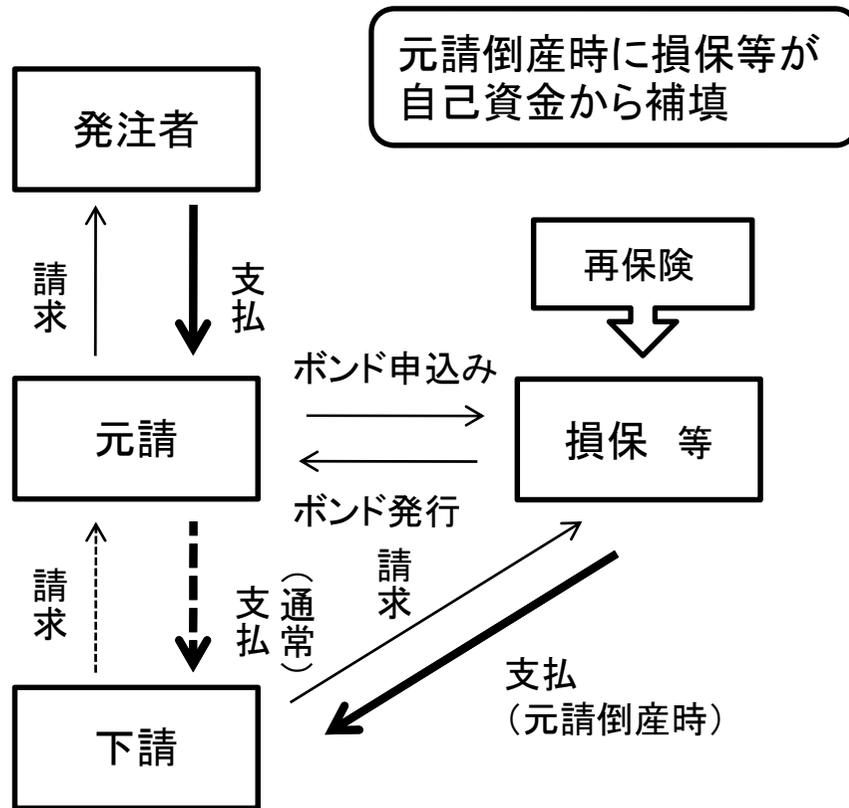
---

平成22年6月30日

# 新たな下請債権保全策の検討

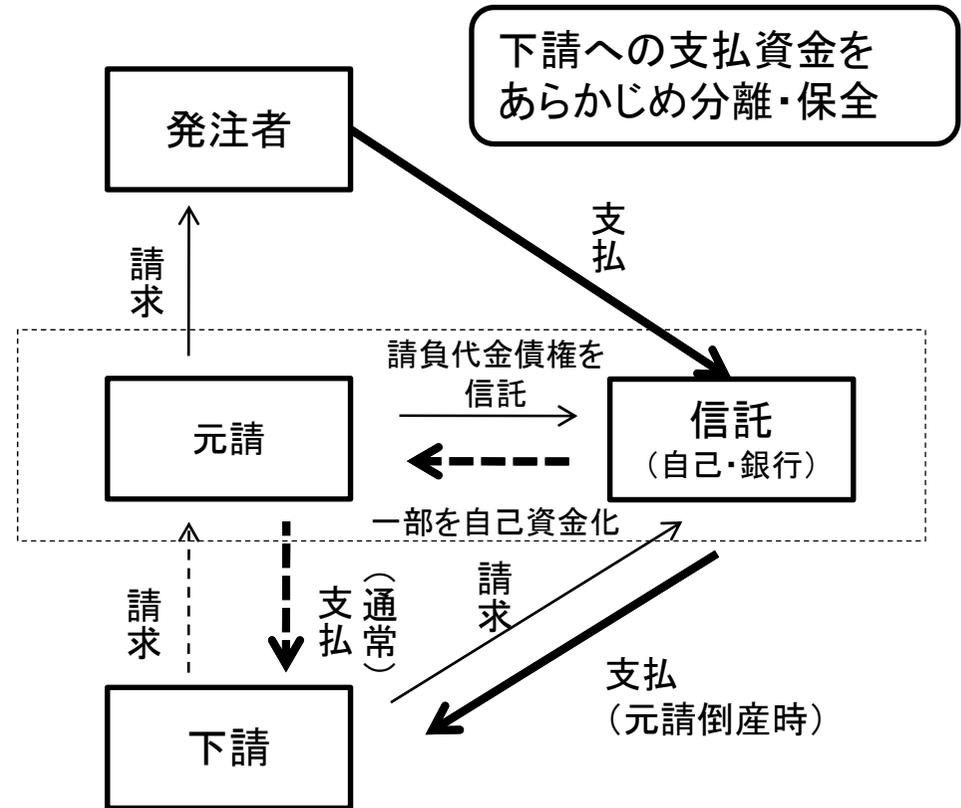
- 諸外国には、メカニクスリーエン(不動産工事の先取特権)、支払ボンド、信託方式、直接払い方式等の下請債権保全策が存在
  - 我が国では、下請債権保全のための有効な仕組みがなく、元請の倒産が下請に与える影響は甚大
- ⇒ 有効かつ現実的な方策の確立に向けて、民間を含めて検討

## <支払ボンドの概要>



- (課題)
- ・ボンド引き受け先となる金融機関のキャパシティ
  - ・中小企業向けの再保険システム

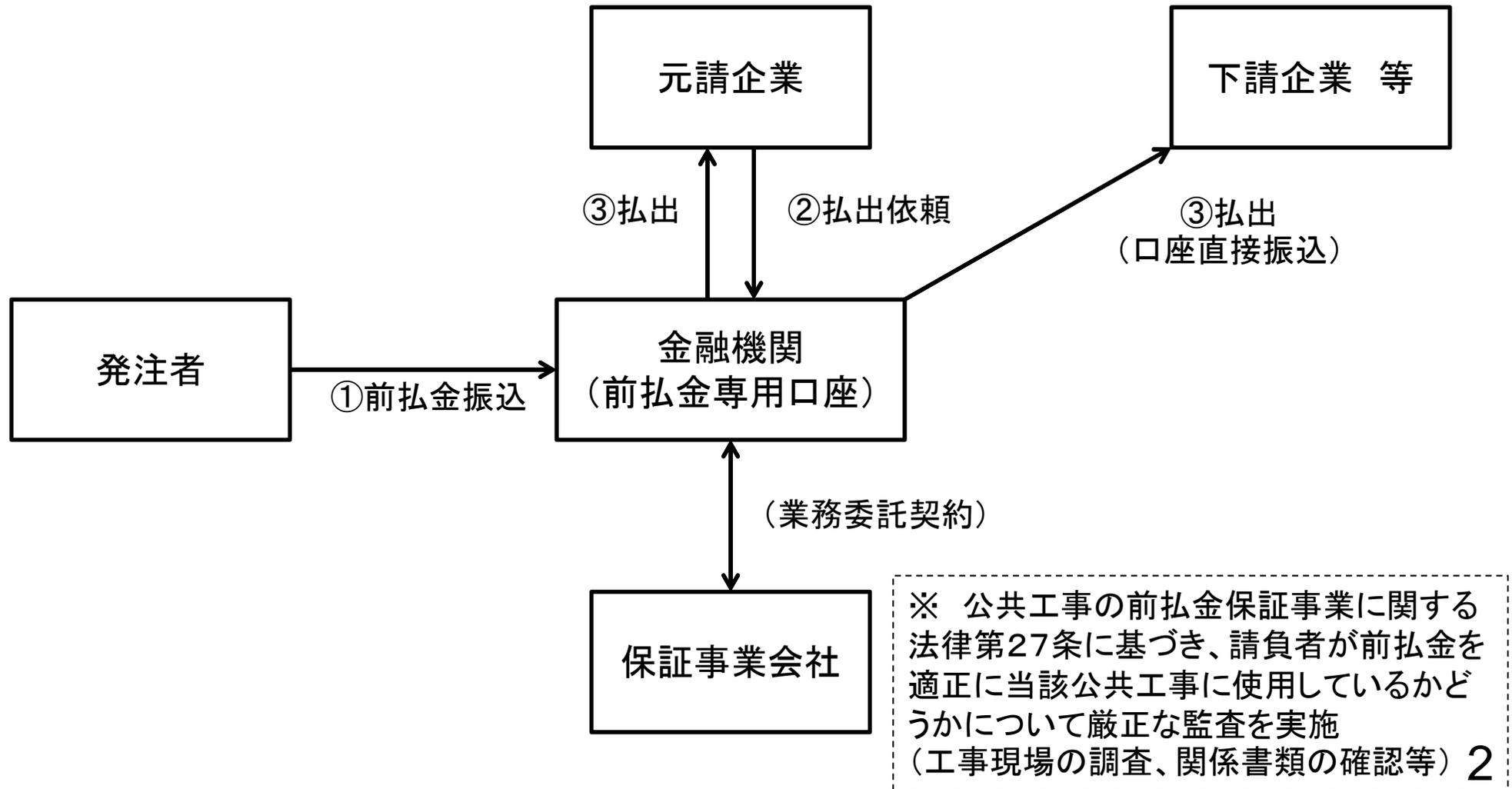
## <信託方式の概要>



- (課題)
- ・現行信託法の範囲内での確実な代金保全スキームと手順の構築

# 公共工事の代価の前金払制度について

- 公共工事の前払金(原則4割)については、現在も別口座で管理。
- 保証事業会社による用途監査を通じて、前払金の当該工事への適正な使用を確保する仕組み。



### 共同企業体の口座について

○平成10年請負代金引渡請求事件の最高裁判決（平成11年4月16日）について

上記事案は、注文主が共同企業体との間で締結した請負契約に基づいて共同企業体の代表者名義の預金口座に振り込んだ請負代金が代表者に帰属するとされた事例であり、当該事案の共同企業体協定書では、共同企業体の代表者に請負代金の受領権限を与え、注文主からの請負代金は、同代表者の別口預金口座に振り込まれ、代表者の経理機構を通じて構成員に分配されることになっていたため、この事実関係のもとでは、別口座は代表者の口座とみるのが相当であり、請負代金は共同企業体の財産ではなく代表者に帰属するとみられたものである。

○共同企業体標準協定書

共同企業体の協定書では、構成員からの出資金及び発注者からの前払金、部分払金、完成払金の資金の受入れ、構成員の立替金、下請代金等の資金の払い出し等共同企業体の資金管理は、各構成員の財産との混同を避けるため、別口の預金口座を持つこととしています。従来の規定では、別口預金口座は「代表者の名義」とされていたのが、平成14年3月の協定書見直しにより、「共同企業体の名称を冠した代表者名義」の別口預金口座によって取引するものと改正（※甲型のみ）しており、別口預金口座の名義の取扱方法をより明確化しています。

特定建設工事共同企業体協定書（甲）、経常建設共同企業体協定書（甲）

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

## 完成工事原価の構成比

	東日本保証(株)が決算書の提出を受けた 27,995社の平均
材料費	21.6%
労務費	7.6%
(うち労務外注費)	1.1%
外注費	56.9%
経費	13.9%
(うち人件費)	5.1%
計	100%

## 平成20年(2008年)以降の主な建設会社の倒産

倒産年月日	企業名	形態	資本金(百万円)	負債総額(百万円)※
平成20年	A社	破産	90	540
	B社	破産	80	1,230
	C社	民事再生法	120	10,700
	D社	破産	不明	6,800
	E社	民事再生法	400	6,300
	F社	民事再生法	330	6,600
	G社	民事再生法	6,931	34,800
	H社	民事再生法	260	11,000
	I社	破産	1,137	11,880
	J社	民事再生法	1,625	16,774
	K社	会社更生法	1,000	17,900
	L社	民事再生法	450	27,828
	M社	会社更生法	7,055	75,732
	N社	民事再生法	40	2,200
	O社	民事再生法	2,192	42,737
	P社	破産	6,292	11,567
	Q社	会社更生法	3,980	20,000
	R社	会社更生法	3,000	60,500
平成21年	S社	民事再生法	405	19,000
	T社	会社更生法	5,000	39,600
	U社	民事再生法	360	12,180
	V社	破産	70	6,563
	W社	民事再生法	3,900	14,600
	X社	破産	155	7,000

帝国データバンク資料より作成。

※負債総額は倒産時の速報によるものであり、その後変動している可能性がある。